

DoCANVAS テレビサービス利用規約

本規約は、NTT 西日本株式会社（以下、「当社」という。）が提供する DoCANVAS テレビサービス（以下「本サービス」という。）について規定したものです。

申込書記載の「契約者」（以下「契約者」という。）は、申込書に記載する建物（以下「本物件」という。）について、当社がサービス提供に関する審査を行い承諾した場合、当社より「審査結果通知書兼承り書」（以下「承り書」という。）の発送をもって、サービス利用契約（以下「本契約」という。）が成立するものとします。

第1章 総則

（利用規約の適用）

第1条 当社は、当社が別に定めるフレッツ・テレビ伝送サービス利用規約（以下、「利用規約」といいます。）及び本規約に基づき、本サービスを提供します。なお、本規約以外に、当社が定める個別の契約及び利用規約（以下「その他契約等」という。）がある場合には、本規約に加え、当該その他契約等を適用するものとします。なお、本規約とその他契約等との間に矛盾がある場合には、当該その他契約等が優先して適用されるものとします。

（特約事項）

第2条 本規約については、当社が指定する物件管理者（物件を管理する者、所有する者、またはそれらに準ずる者として、その物件ごとに当社が指定するものをいいます。以下、「物件管理者」といいます。）と当社が別途契約する「インターネット接続サービス」（以下、「インターネット接続契約」といいます。）とが有効に継続している期間に限り、本物件及びサービスについて、本規約は有効に継続するものとします。なお、インターネット接続契約が解除その他の事由により終了した場合、本規約は終了するものとします。

2 前項の規定について、当社との間でインターネット接続契約を締結をしていない契約者には適用しないものとする。

（内容の変更）

第3条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約に基づき、本サービスを提供するものとします。

2 本契約の内容の変更を行う必要が生じた場合は、契約者、当社協議の上、当社の指定する書式により変更できるものとします。

（通知）

第4条 当社から利用者への通知は、通知内容をメール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2 前項の規定に基づき、当社から利用者への通知をメールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力された日に行われたものとします。

（合意管轄）

第5条 当社と契約者、利用者間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とします。

（準拠法）

第6条 本規約に関する準拠法は、日本法とします。

（協議）

第7条 本契約に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は、契約者、当社で誠意をもって協議するものとします。

第2章 本サービスの提供内容

（本サービスの内容）

第8条 本サービス内容及び提供条件は、利用規約の通りとします。

（本サービスの廃止）

第9条 当社は、都合により、本サービスの全部又は一部を一時的又は永続的に廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、利用者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに通知するこ

とします。

(棟内設備等の維持、管理)

第10条 契約者は、自己の責任により、本サービスの提供を受けるために必要な棟内設備等を設置及び維持し、本サービスを利用可能な状態におくこととします。

2 契約者が前項に定める、棟内設備等の設置及び維持を行わない場合、当社は、本物件に対する本サービス提供の義務を負わないものとします。

第3章 当社の義務等

(個人情報等の保護)

第11条 当社は、当社が利用者から取得する個人情報について、当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づき、必要な範囲で取り扱うものとします。

(当社の維持責任)

第12条 当社は、本サービス用設備等が本サービスを円滑に提供できるよう、善良なる管理者の注意をもって維持するものとします。

(本サービス用設備等の故障)

第13条 当社は、本サービスの提供又は利用について故障があることを知ったときは、可能な限りすみやかに利用者にその旨を通知するものとします。

第4章 契約期間および解約

(契約期間)

第14条 本契約による契約期間は、承り書に定める期間とします。ただし、契約期間満了日の3ヶ月前までに契約者及び当社から書面による解約の申出がないときは、本契約は引き続き同一条件をもって、自動的に1年間延長するものとし、以降も同様とします。

(契約者からの途中解約)

第15条 契約者は、本契約の期間内(契約の自動延長も含む)であっても、本契約を解約することができるものとします。その場合、解約予定日の3ヶ月前までにその旨を当社に通知するものとし、残余の契約期間に対するサービス利用月額料金に相当する額及び消費税相当額を当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

2 ただし、解約日が契約期間満了月の当月・前月・前々月の場合については、前項に定める支払いを要しないものとします。

(当社からの契約解除)

第16条 当社は、次に該当する場合は、本契約を解除することができるものとします。この場合、解除に伴って、契約者は当社に対して、何らかの請求権を取得しないものとします。

(1) 本サービスの適正な提供が確保できないと当社が判断した場合。

(解約時の措置)

第17条 前16条の場合、解約または解除によって、本物件において利用者に生じる不利益については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第5章 料金

(料金の支払い義務)

第18条 契約者は、本物件において、サービス開始日から起算してサービス終了日までの期間について、承り書に定める料金及びこれにかかる消費税相当額の支払いを要するものとします。

(料金の請求)

第19条 当社は、本契約にかかる料金及びこれにかかる消費税相当額を以下のとおり請求するものとします。なお、請求後に第15条規定の解約予定日がある場合においては、契約者は料金の支払いを要するものとし、当社からの返納はできないものとします。

2 当社は、サービス利用月額料金については、契約者又は契約者の指定する請求先に対し、サービス開始日を含む月の翌月から、毎月初めに請求するものとします。

3 契約者はNTTメディアサプライ株式会社(以下、「請求事業者」という。)が当社の代理人として、サービス利用料金の回収をすることに承諾していただきます。

4 契約者は料金の回収に必要な情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(料金の支払方法)

第20条 契約者は、前条2項の当社からの請求に基づき、当社の指定する方法により、請求書受領日から起算して30日（以下「支払約定期間」という。）以内に支払うものとします。

2 前項の支払いに必要な振込み手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

（遅延利息）

第21条 契約者が、本契約にかかる料金その他の債務を支払約定期間が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、当社が定める支払い期日の翌日から支払い日の前日までの日数に、年14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本契約にかかる料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに、当社に対して支払うものとします。

2 前項の支払いに必要な振込み手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第6章 設置設備の区分、維持管理等

（責任分界点）

第22条 本物件に対する、各設置設備における設備上の責任分界点は別図（責任分界点）に定めるところによるものとします。

（当社設備の区分・設置・費用負担・所有および維持管理等）

第23条 当社設備とは、本サービスの提供を可能とするために必要となる受信施設から本物件の敷地内における回線終端装置（以下「ONU」といいます。）までの当社が所有または管理する設備をいいます。

2 当社は、原則として、ONU以降等の設置工事を乙の責任において行うものとします。ただし、当該工事に特別な施工を要する等、契約者側の特殊事情により費用を要する場合、当該特殊事情に要する費用については、契約者がこれを負担するものとします。

3 当社は、ONU等の設置工事のために、乙または乙の指定する第三者が甲の所有または占有する敷地、建物および構築物等を無償で使用すること、およびONU電源を契約者が用意し、当該電気利用料を契約者が負担することについて、予め承諾するものとします。

4 当社は、原則として、当社設備の維持管理を当社の責任において行うものとします。ただし、契約者の都合または契約者の行為等により乙設備の修理、移動および取外し等、当社が定める利用規約第33条1項に規定する契約者の義務に違反した場合、かかる修理、移動および取外し等にかかる費用については、契約者がこれを負担するものとします。

5 契約者は、当社設備の検査、修復等を行うために、当社または当社の指定する第三者が契約者の所有または占有する敷地、建物および構築物等の出入りおよび使用について協力を求めた場合、無償でこれに応じるものとします。また、契約者は、当社設備の維持管理のために、当社または当社の指定する第三者が居住者への連絡を必要とする場合、これに協力するものとします。

（契約者設備の区分・設置・費用負担・所有および維持管理等）

第24条 契約者設備とは、本サービスの提供を受けるために必要となる本物件の敷地内におけるONU（ONU自体を含まない。）から契約者が定めた設備区分までの設備をいいます。

2 契約者は、契約者設備の維持管理を契約者の責任と費用負担において行うものとします。

（撤去）

第25条 当社は、本契約の有効期間満了により本契約が終了する場合、または有効期間内に本契約が解約となる場合には、当社設備を撤去するものとします。また、原状回復工事については、当社の責任の範囲外であり、その費用について当社はこれを負担しないものとします。なお、当社設備の撤去を行うために、当社または当社の指定する第三者が甲の所有または占有する敷地、建物および構築物等の出入りおよび使用について協力を求めた場合、契約者は、無償でこれに応じるものとします。

第7章 雑則

（権利の譲渡制限）

第26条 契約者が本物件において本サービスの提供を受ける権利は、原則譲渡することはできないものとします。ただし、契約者が本物件の売買等により所有者でなくなる場合は、事前に契約者より本物件譲渡先の第三者へ本契約の内容を説明し、本物件譲渡先の第三者が同一条件での承継について承諾を得たことを契約者が確認したうえで、当社指定の様式をもって契約者より当社へ通知し当社の承諾を得た場合は契約者の地位を物件譲渡先の第三者に承継でき

るものとします。

(免責事項)

第27条 当社は、契約者、利用者及び第三者が本サービスの利用に関して被ったいかなる損害及び不利益について、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任及び理由の如何を問わず、一切の賠償及び責任を負わないものとします。

2 当社は、本サービス用設備等及び棟内設備等本サービスに関わる設備を利用して当社以外の第三者が提供する本サービス以外の他のサービス（以下「重畳他サービス」という。）に関して、契約者、利用者、重畳他サービスの提供事業者及び利用者、並びに第三者に生じたいかなる損害及び不利益について、理由の如何を問わず一切の賠償及び責任を負わないものとします。

3 当社は、本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した、契約者、利用者及び第三者のいかなる損害及び不利益について、別途定めがある場合を除き、一切の賠償及び責任を負わないものとします。

(秘密保持)

第28条 契約者及び当社は、本契約に関して知り得た相手方の秘密を相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に公表し、または漏洩してはならないものとします。

(甲の名称等の変更)

第29条 契約者は、その名称または、住所もしくは所在地が変更したときは、変更があった日から10日以内に当社指定の様式をもって、当社に通知するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第30条 契約者及び当社は、次の各号に掲げる事項について相互に保証します。

- (1) 自社及び自社の取締役、監査役、従業員その他自社と委任契約や雇用契約を締結しているすべての者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又はこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入し、資本・資金関係の構築を行っておらず、今後も行う予定がないこと。
- (3) 反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資金提供を行っておらず、今後も行わないこと。
- (4) 反社会的勢力が、直接・間接を問わず、自社の経営に関与していないこと。
- (5) 取引の相手方に対し、暴力的又は威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないこと。

2 契約者及び当社は、相手方が前項の保証に反していると合理的に判断したときは、一方的な意思表示により本契約を解除することができるものとします。

3 前項により本契約を解除した場合において、損害が生じたときは、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。ただし、解除の意思表示を受けた当事者は、本契約の解除により生じた損害について、相手方に対し、何らの請求をしないものとします。

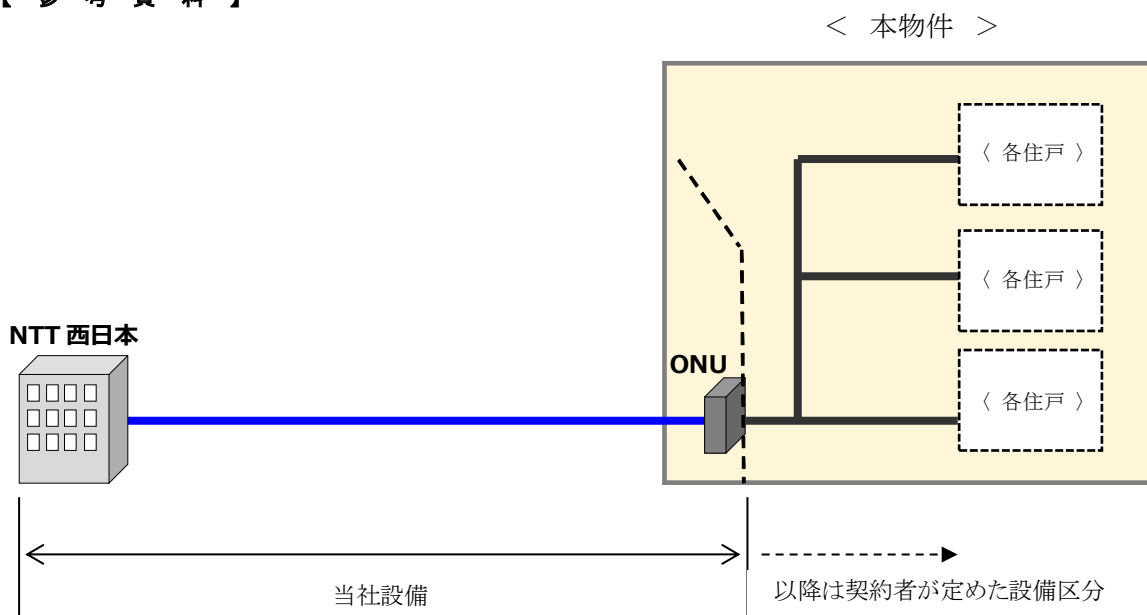
(存続条項)

第31条 本契約において、継続して存続すると合理的に考えられる条項は、本契約終了後においても有効に存続します。

(本規約の制定)

別図 責任分界点

【 参 考 資 料 】



以上